令和７年６月香川県議会定例会議案

（追加その１）

香　　川　　県

令和７年６月県議会定例会議案一覧（追加その１）

第　9　号	令和７年度香川県一般会計補正予算議案	1
第　10　号	非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例議案	5
第　11　号	香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例議案	6

一　般　会　計

（第　9　号）

第９号

令和７年度香川県一般会計補正予算議案

令和７年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 658,135 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 497,981,565 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 54,849,186	千円 658,135	千円 55,507,321
	2 国庫補助金	28,634,369	658,135	29,292,504
歳入合計		497,323,430	658,135	497,981,565

歳　　出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2　総務費		30,128,914	290,238	30,419,152
	6　防災費	1,559,116	290,238	1,849,354
3　民生費		75,585,915	198,117	75,784,032
	1　社会福祉費	57,578,743	157,080	57,735,823
	2　児童福祉費	15,975,772	2,850	15,978,622
	3　生活保護費	2,022,520	38,187	2,060,707
4　衛生費		14,874,007	131,830	15,005,837
	4　医薬費	5,494,805	131,830	5,626,635
7　商工費		48,789,749	30,449	48,820,198

	1 商工業費	44,521,746	30,449	44,552,195
10 教育費		100,124,571	7,501	100,132,072
	2 義務教育費	45,349,925	1,130	45,351,055
	4 特別支援学校費	9,078,053	6,371	9,084,424
歳出合計		497,323,430	658,135	497,981,565

予　算　外　議　案

（第 10 号～第 11 号）

第10号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例議案

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年香川県条例第９号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第２条　略 （１）～（９）　略 (10)　選挙長及び選挙分会長　日額　12,200円 (11)　選挙立会人　日額　10,100円 (12)　略 ２　略	第２条　報酬の額は、次のとおりとする。この場合において、その報酬が日額及び月額で定められている者の報酬の額は、日額の報酬の額に月額の報酬の額を加えた額とする。 （１）～（９）　略 (10)　選挙長及び選挙分会長　日額　10,800円 (11)　選挙立会人　日額　8,900円 (12)　略 ２　略

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第２条第１項第10号及び第11号の規定は、令和７年７月３日から適用する。

第11号

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年香川県条例第１号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第１００号。以下「法」という。）第１４１条第８項、第１４２条第11項及び第１４３条第15項の規定に基づき、香川県議会の議員及び香川県知事の選挙における法第１４１条第１項第１号の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第１４２条第１項第３号及び第４号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成並びに法第１４３条第１項第５号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第１００号。以下「法」という。）第１４１条第８項、第１４２条第11項及び第１４３条第15項の規定に基づき、香川県議会の議員及び香川県知事の選挙における法第１４１条第１項第１号の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第１４２条第１項第３号及び第４号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成並びに法第１４３条第１項第４号の３の個人演説会告知用ポスター（香川県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第５号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。
（ビラの作成における公費の支払） 第８条　略	（ビラの作成における公費の支払） 第８条　県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第１４２条第１項第３号又は第４号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
（１）　当該ビラの作成枚数が５万枚以下である場合　８円38銭 （２）　当該ビラの作成枚数が５万枚を超える場合　419,000円と５円62銭にその５万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（１銭未満の端数がある場合には、その端数	（１）　当該ビラの作成枚数が５万枚以下である場合　７円73銭 （２）　当該ビラの作成枚数が５万枚を超える場合　386,500円と５円18銭にその５万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（１銭未満の端数がある場合には、その端数

は、１銭とする。） （ポスターの作成における公費の支払） 第11条　略 （１）　当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が５００以下である場合　５８６円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316，250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。次号において同じ。） （２）　当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が５００を超える場合　30円73銭にその５００を超える数を乗じて得た金額に609，690円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	は、１銭とする。） （ポスターの作成における公費の支払） 第11条　県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等（香川県議会の議員の選挙の当該選挙区若しくは当該選挙が行われる区域又は香川県知事の選挙の当該選挙が行われる区域をいう。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に２を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 （１）　当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が５００以下である場合　５４１円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316，250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。次号において同じ。） （２）　当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が５００を超える場合　28円35銭にその５００を超える数を乗じて得た金額に586，905円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条の改正規定は、令和８年１月１日から施行する。

２　改正後の第８条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和七年六月香川県議会定例会議案（追加その一）

香川県